

# 【事業者の皆さんへ（催物、イベント関係）】

措置区域（松山市）

措置区域以外

## 【特措法第24条第9項】

### ●催物・イベント等の開催制限

期間	収容率		人数上限
8月20日 ～ 9月12日	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	5,000人以下
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等</li> <li>・飲食を伴うが発声がないもの（※1）</li> </ul>	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※2）以内 （席がない場合は十分な間隔）	

※1 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限って、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

**主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底**